

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 3月29日

千歳市長 山口 幸太郎



- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
恵庭市西島松の一部
 - (2) 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
なし
 - (3) 市街化区域への変更を保留する土地の区域
なし
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

計画書

千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更（北海道決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」
- 2 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 1 7 年	平成 3 2 年
都市計画区域内人口	1 5 8 . 8 千人	1 6 4 . 0 千人
市街化区域内人口	1 4 4 . 9 千人	1 5 3 . 5 千人
配分する人口	-	1 5 3 . 3 千人
保留する人口	-	0 . 2 千人
(特定保留)	-	0 . 0 千人
(一般保留)	-	0 . 2 千人

小数第 1 位表示

【理 由】

都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画基礎調査による都市の現況や動向、人口及び産業の見通し及び都市施設の整備の見通しを勘案して、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、区域区分(市街化区域と市街化調整区域との区分)に関する都市計画の見直しを行うものである。

千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更

1 基本方針

千歳恵庭圏の区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）に関する都市計画は、昭和46年5月15日に当初決定し、その後、昭和53年6月30日の第1回見直し、昭和59年8月16日の第2回見直し、平成3年9月27日の第3回見直し、平成10年5月6日の第4回見直しを経て、平成16年2月6日に第5回見直しの決定をしたところである。

都市計画法第6条の規定により平成20年に実施した都市計画基礎調査による都市の現況、市街化の動向及び人口や産業の発展動向などを勘案し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域区分の見直しを行う。

2 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。

本区域は道央圏の中核的都市として、人口及び世帯数ともに増加傾向を示しており、これまでも空陸交通の要衝としての利便性や自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、製造品出荷額等についても増加傾向にあることから、今後も農林業との調整を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

3 区域区分の変更箇所

- (1) 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
恵庭市西島松の一部
- (2) 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
なし
- (3) 市街化区域への変更を保留する土地の区域
なし

4 今回見直しまでの時間的経緯

当初決定	昭和46年5月
第1回見直し	昭和53年6月
第2回見直し	昭和59年8月
第3回見直し	平成3年9月
第4回見直し	平成10年5月
第5回見直し	平成16年2月

5 変更の内容

(1) 人口

(千人)

	前 回 計 画			今 回 計 画		
	都市計画 区 域	市 街 化 区 域	保留人口	都市計画 区 域	市 街 化 区 域	保留人口
平成 17 年	153.9 (H12)	139.1 (H12)		158.8	144.9	
平成 32 年	183.8 (H22)	160.5 (H22)	(0) 10.7	164.0	153.3	(0) 0.2

(注) () 内は特定保留に配分を計画する人口であり、保留人口の内数。

(2) 面積及び人口密度

(ha、人 / ha)

行政区域	都市計画 区 域	変 更 前 市街化区域	今 回 追 加 区 域	今 回 除 外 区 域
88,982	43,990	4,997	28.7	0

差 し 引 き 増 減	変 更 後 市街化区域	保留された 区 域	可 住 地 人 口 密 度
28.7	5,026	0	90.2

(注) 可住地人口密度は保留解除予定区域を含んだ可住地人口密度を記入。

(2)市街化区域編入予定箇所

市町名	図面番号	地区名	面積(ha)	土地利用	編入理由
恵庭市	恵 - 1	西島松	28.7	業務系	土地区画整理事業

注1：編入理由は、地形地物、土地区画整理事業・民間開発・公有水面埋立、既成市街地のいずれかを記入。

注2：土地利用は、住居専用系、沿道サービス系、住居系・商業系・工業系、住工混在系・住商混在系のいずれかを記入。

(3)市街化調整区域編入予定箇所

市町名	図面番号	地区名	面積(ha)	土地利用	編入理由
	該当なし				

(4)市街化区域編入が保留される箇所

市町名	図面番号	地区名	面積(ha)	土地利用	編入理由
	該当なし				

7 面積関係新旧対照表

区 域	市 町 名	区 分	変更前(ha)	変更後(ha)	備 考	
市 街 化 区 域	千歳市	可住地	972	972	増減なし	
		非可住地	2,204	2,204		
		計	3,176	3,176		
	恵庭市	可住地	723	727	増 29ha	
		非可住地	1,098	1,123		
		計	1,821	1,850		
	計	可住地	1,695	1,699	増 29ha	
		非可住地	3,302	3,327		
		計	4,997	5,026		
市 街 化 調 整 区 域	千歳市		24,394	24,394	増減なし	
	恵庭市		14,599	14,570	減 29ha	
	計		38,993	38,964	減 29ha	
都 市 計 画 区 域			43,990	43,990		

(注) (1) 変更前の可住地面積は、平成17年値。

(2) 変更後の可住地面積は、(1)に実線分を加減算した値。

